

記載要領等	納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書
-------	---

《届出をする必要のある方》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項又は第 70 条の 6 第 1 項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第 70 条の 8 第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「収用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

収用交換等による譲渡の時期	利子税の額
平成 26 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間の場合	0（零）
上記以外の場合	通常納付すべき利子税の額の 2 分の 1 の金額

《提出期限》

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡をした日から 2 月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

《記載要領等》

- 1 文章中の不要文字は、二重線で抹消してください。
- 2 「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄
 - (1) 収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。
 - (2) この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

（注） 下記《添付書類》1 の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。
- 3 「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。
- 4 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

（注） 下記《添付書類》1 の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。
- 5 「その他参考事項」欄
 - (1) 収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続（遺贈）後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。
 - (2) やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

＜納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書 記載要領等＞

《添付書類》

届出書には次の書類を添付してください。

- 1 公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類
- 2 収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）